

新型コロナウイルス感染が疑われる学生・教職員の対応フロー

2020.3.18 (2020.5.11改訂)

※該当者は、ゼミ・クラス担当教員や学生・就職課（学生）
または総務課（教職員）へ速やかに連絡

今、発熱等のかぜ症状が見られる学生・教職員は登校・出勤しないでください。そして、毎日、体温を測定して記録してください。

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ②重症化しやすい方以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が続く場合（4日以上続く場合は、必ず相談する）
- ①②のいずれかに該当

埼玉県民サポートセンター
 (☎0570-783-770)
 最寄りの保健所
 (さいたま市保健所☎048-840-2220)へ
 電話相談をする

※重症化しやすい方
 （高齢者、基礎疾患がある等）や妊婦の方で、比較的軽いかぜ症状がある場合には、すぐに相談。

指示に従い医療機関を受診する

新型コロナウイルス感染症の
確定

新型コロナウイルス感染症の
疑い

新型コロナウイルス感染症
以外の診断

保健所の指示に従う

保健所、主治医の指示に従い療養し毎日の体温測定など健康観察を行う

主治医の指示に従い療養

登校・出勤後もマスクを着用し、手指衛生の徹底を行う

※学生、教職員が罹患・濃厚接触者、家族の罹患・濃厚接触者となった場合は、大学へ連絡すること。

◆新型コロナウイルス感染症に関する情報は、以下のHP等をご覧ください。

○埼玉県HP : 

○厚生労働省HP : 

○首相官邸HP : 

○内閣官房HP : 